

令和5年3月10日

## 新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和5年3月9日（木）（午後5時10分～）に、第94回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定いたしました。

### 記

#### 【決定事項】

#### ○ マスク着用の考え方について

国等のマスク着用の考え方に基づき、立川市におけるマスク着用の考え方について、別紙のとおり決定しました。（別紙1）

## 立川市におけるマスク着用の考え方について

令和 5 年 3 月 9 日  
立川市新型コロナウイルス  
感染症対策本部決定

令和 5 年 2 月 10 日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」及び「マスク着用の考え方の見直し等について」では、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とした上で、この見直しは、円滑な移行を図る観点から、準備期間等も考慮して 3 月 13 日から適用するほか、学校においては 4 月 1 日から適用すると示している。

市では、これらの国の方針を踏まえるとともに、東京都の考え方等も参考とした上で、下記のとおり、3 月 13 日から 5 月 7 日までのマスク着用の考え方にに基づき、執り行うこととする。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

国等の方針に基づき、マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重することとし、高齢者等重症化リスクの高い市民等を守るため、引き続きの感染防止対策の徹底とあわせ、マスクの着用が効果的な場면을市民や事業者（以下「市民等」という。）へ周知する。

#### 2. 市民等への呼びかけ

- 引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の感染防止対策は励行する。
- 屋内・屋外問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重する。
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮する。
- 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、国の方針に基づき、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨する。

- 医療機関を受診する時
- 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する時
- 通勤ラッシュ時など、混雑した電車・バスに乗車する時

- 呼びかけは、市広報や市ホームページ、市公式 LINE など多様な媒体を活用するとともに、市施設においては、厚生労働省の啓発用チラシなどを掲示する。

### 3. 市職員におけるマスク着用の考え方

マスクの着用については、職員個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。

なお、国が発出した通知（令和5年3月7日付、総行安第11号。参考資料）<sup>\*1</sup>に基づき、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方など、重症化リスクが高い市民等が多く来庁することに配慮し、次の場面では職員にマスクの着用を求めることとする。

- 窓口において市民等に対応する時
- 市民等と面談する時や、市民等の自宅等へ訪問する時
- 市施設の特性や機能に照らして、施設利用者への対応において配慮を必要とする時  
（例：健康会館…休日診療や健診等、医療機関に準じる業務のため  
ドリーム学園…重症化リスクが高い児童の療育施設であるため
- その他、職場の状況に応じて所属長が必要と認める時など

#### ※1 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る今後のマスク着用の対応について（抜粋）

マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、衛生管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めることは許容されること。

- 感染症対策として窓口に設置しているつい立（アクリル板）は、当面現状維持とする。
- 窓口カウンター等には、市職員のマスク着用の考え方を掲示し、市民等に理解を求める。

### 4. 卒業式・入学式におけるマスクの着用

卒業式は、教育的意義を考慮し、児童・生徒及び教職員は、歌唱等の場面を除き、マスクを着用せずに参加することを基本とする。

なお、入学式は、今後の国や東京都からの方針等を踏まえ対応する。

総行安第 11 号  
令和 5 年 3 月 7 日

各都道府県総務部長  
（安全衛生担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る今後のマスク着用の対応について

職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」（令和 3 年 5 月 24 日付け総行公第 45 号・総行女第 24 号・総行安第 28 号）により通知させていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられることとなり、マスク着用の考え方についてはこれに先立ち見直しが行われ、令和 5 年 3 月 13 日から新たな考え方が適用されることとなりました（別紙 1 参照）。

また、人事院から各府省に対して、本日付けで、今後のマスク着用の対応に関する通知が発出されたところです（別紙 2 参照）。

つきましては、マスクの着用に関しては、令和 5 年 3 月 13 日以降は、下記を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症のマスク以外の具体的な対応については、感染症法上の位置付け変更に関する動向等を踏まえ、改めて通知する予定です。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

## 記

- 1 マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 2 マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、衛生管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めることは許容されること。例えば、次の対応が考えられること。
  - ・感染対策上又は職務上の必要がある場合に、職員に対し、マスクの着用を求めること。
  - ・外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、外来者等に対し、マスクの着用を求めること。
- 3 上記の他、マスクの着用、職場の感染防止対策については、以下の関係資料を参照されたい。
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」  
(令和3年11月19日決定。令和5年2月10日変更)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」  
(令和5年2月10日決定)(別紙1参照)
  - 人事院「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について(通知)」(令和5年3月7日)(別紙2参照)
  - 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」(第6版:令和5年3月7日)
  - 厚生労働省(リーフレット)「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」  
(令和5年2月10日作成)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056902.pdf>

### 【連絡先】

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室  
電 話 03-5253-5560 (直通)